

2004年（平成16年）12月28日

総務省 御中

大阪弁護士会
会長 宮崎 誠

犯罪利用電話の利用停止措置に関する要請

当会は、犯罪に利用される電話回線（固定電話、携帯電話）について、以下のとおり、電話の利用停止措置等の対策をとられるよう要請するものである。

第1 要請の趣旨

- 1 電話事業者に対し、電話が犯罪に利用されていることが判明した場合は、当該電話の利用停止措置を講じることができるように電話利用契約約款を改正するように指導すること。
- 2 携帯電話事業者に対し、プリペイド式携帯電話サービスを廃止するように指導すること。

第2 要請の理由

1 電話の情報通信機器の利用による犯罪の実態

近年、全国的に被害が拡大し、その対策が迫られたヤミ金融業者による違法、不当な請求に関し、貸金関係法令の改正、金融ガイドラインの改定等が行われ、その施行、実施により、一応の効果は、もたらせられている。

しかし、ヤミ金融業者の背後にいた暴力団がその姿を隠し、新たな違法請求行為を行っている実態が明らかになっている。いわゆる架空請求やオレオレ詐欺である。

この架空請求やオレオレ詐欺もヤミ金被害と同様に、電話、郵便、電子メール等の利用による被害が全国的に拡大し、その被害の防止、被害拡大防止のための対策が必要であることは明らかである。

2 犯罪利用電話の特定とその匿名性

この架空請求等は、詐欺罪、脅迫罪、恐喝罪に該当するばかりでなく、出資法、貸金業規正法、弁護士法、郵便法に違反する犯罪であることは明白である。これらの犯罪の多くは、ほぼ例外なく、なんらかの方法で、被害者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等を入手し、その対象者に請求するか、請求文を見て不安を感じて連絡してきた被害者に欺罔、脅迫的言動を取ることにより、被害者から送金させ、不法な利益を得ている。

ところが、このような犯罪者は、当初から、捜査機関や被害者からの追及を逃れるために郵便にあっては電話番号だけが記載され、また電話番号

の多くは携帯電話の番号であり、住所が記載されていても、所在地には請求者が存在しないのが実態である。そして、利用している携帯番号のほとんどがプリペイド式であったり、現実に携帯電話を利用して違法請求している者と名義人が異なる等加害者が特定できないような方策がとられている。

また、固定電話にあっても電話代行サービス業者から回線を借り受けて携帯電話に転送することにより加害者が特定されることを回避している。

このように一般市民である被害者は、極めて悪質な違法、不当請求にさらされている。それにもかかわらず、加害者に対する被害回復の手段の確保すら容易でない。

3 総務省及び携帯電話事業者の対応

このような携帯電話の犯罪利用に関し、携帯電話事業者は、メール機能を犯罪に利用する行為や公序良俗に反する利用行為を禁止し、違反した場合は、被害者からの申告に基づき強制解約や利用停止を行うことができる約款を設けている。しかし、電話回線のうち通話機能については、依然として犯罪利用が誰から見ても明らかな程度に判明してもその回線を利用停止する措置を講じようとしなない。このように、電話事業者が通話機能の犯罪利用の停止措置に応じない理由として、憲法上の通信の秘密の保障等をあげるが、メールの場合と比較して、合理性、一貫性を欠くものである。

また、御庁は本年11月30日「プリペイド式携帯電話にかかる本人確認の徹底」と題した新たな対策案をとることを発表した。

その内容は、プリペイド式携帯電話について、契約者に対し契約者情報の届出義務を課し、届出がないこと等により契約者の確認ができない場合は、当該契約者について利用停止措置を講じるというものである。

しかしながら、犯罪に利用された携帯電話については、即時に電話事業者が利用停止措置を講じることができるようにならなければ抜本的この種の犯罪を撲滅することは出来ない。

御庁は、さらに約款を改正するよう指導されることが求められるのである。

なお、そもそもプリペイド式携帯電話は、その社会的有用性（基本料金が低額、外国人等短期滞在者が利用できること、子供の利用料金を一定額以内に制限できること等）に比して、その弊害が多である。現に、電話事業者によっては、プリペイド式携帯電話の販売時の本人確認を強化して譲渡も禁止した結果、契約数が減少してしまい、さらに犯罪に悪用されている実態に鑑みて、明確に社会的有用性がないとして、廃止の検討を行う旨報道発表している。匿名性を排除すると契約数が減少するということは、その匿名性ゆえにプリペイド式携帯電話を利用するものが大半であることを示しており、架空請求等の犯罪に利用される弊害を上回る社会的有用性

がないものである。また、プリペイド式携帯電話は、譲渡を認め所持するものが権利者であるとの約款であり、本人確認についても、一度なされれば、その後の追加払い（いわゆるリチャージ）の際にはなされないのであれば、結局、犯罪に利用されることは防止できないのであり、甚大な被害が生じている現状では、プリペイド式携帯電話サービスを廃止すべきである。

総務省設置法第4条66号には、総務省の所轄事務として「電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること」があげられており、電気通信事業法は、電気通信事業を営もうとするものは総務大臣の登録を受けるものとし（第9条）、契約約款を総務大臣に届け出るものとし（第20条）、総務大臣は、電気通信事業者に対し、業務改善命令等の措置がとれるものとしている（第29条）のである。それゆえ、社会的問題となっている架空請求等の犯罪防止のため、御省が迷惑メール防止のために行使した指導監督権限をこの問題でも行使すべきである。

よって、当会は、御庁に対し、直ちに架空請求等による犯罪被害を防止するため要請の趣旨記載の要請に及んだものである。

以 上

2004年（平成16年）12月28日

社団法人電気通信事業者協会 御中

大阪弁護士会
会長 宮崎 誠

犯罪利用電話の利用停止措置に関する要請

当会は、犯罪に利用される電話回線（固定電話、携帯電話）について、以下のとおり、電話の利用停止措置等の対策をとられるよう要請するものである。

第1 要請の趣旨

貴協会において、電話が犯罪に利用されていることが判明した場合は、当該電話の利用停止措置を講じることができるよう電話利用契約約款を改正するように各電話事業者を指導すること。

第2 要請の理由

1 電話の情報通信機器の利用による犯罪の実態

近年、全国的に被害が拡大し、その対策が迫られたヤミ金融業者による違法、不当な請求に関し、貸金関係法令の改正、金融ガイドラインの改定等が行われ、その施行、実施により、一応の効果は、もたらせられている。

しかし、ヤミ金融業者の背後にいた暴力団がその姿を隠し、新たな違法請求行為を行っている実態が明らかになっている。いわゆる架空請求やオレオレ詐欺である。

この架空請求やオレオレ詐欺（振り込め詐欺）もヤミ金被害と同様に、電話、郵便、電子メール等の利用による被害が全国的に拡大し、その被害の防止、被害拡大防止のための対策が必要であることは明らかである。

2 犯罪利用電話の特定とその匿名性

この架空請求等は、詐欺罪、脅迫罪、恐喝罪に該当するばかりでなく、出資法、貸金業規正法、弁護士法、郵便法に違反する犯罪であることは明白である。これらの犯罪の多くは、ほぼ例外なく、なんらかの方法で、被害者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等を入手し、その対象者に請求するか、請求文を見て不安を感じて連絡してきた被害者に欺罔、脅迫的言動を取ることにより、被害者から送金させ、不法な利益を得ている。

ところが、このような犯罪者は、当初から、捜査機関や被害者からの追及を逃れるために郵便にあっては電話番号だけが記載され、また電話番号の多くは携帯電話の番号であり、住所が記載されていても、所在地

には請求者が存在しないのが実態である。そして、利用している携帯番号のほとんどがプリペイド式であったり、現実に携帯電話を利用して違法請求している者と名義人が異なる等加害者が特定できないような方策がとられている。

また、固定電話にあっても電話代行サービス業者から回線を借り受けて携帯電話に転送することにより加害者が特定されることを回避している。

このように一般市民である被害者は、極めて悪質な違法、不当請求にさらされている。それにもかかわらず、加害者に対する被害回復の手段の確保すら容易でない。

3 総務省及び携帯電話事業者の対応

このような携帯電話の犯罪利用に関し、携帯電話事業者は、メール機能を犯罪に利用する行為や公序良俗に反する利用行為を禁止し、違反した場合は、被害者からの申告に基づき強制解約や利用停止を行うことができる約款を設けている。しかし、電話回線のうち通話機能については、依然として犯罪利用が誰から見ても明らかな程度に判明してもその回線を利用停止する措置を講じようとしなない。このように、電話事業者が通話機能の犯罪利用の停止措置に応じない理由として、憲法上の通信の秘密の保障等をあげるが、メールの場合と比較して、合理性、一貫性を欠くものである。

また、貴協会は、不適正利用防止検討部会を設置し、総務省も交えて検討し、携帯電話の犯罪利用防止検討状況を報道発表されたが、その方向性は、プリペイド式携帯電話について、契約者に対し契約者情報の届出義務を課し、届出がないこと等により契約者の確認ができない場合は、当該契約者について利用停止措置を講じるというものである。

しかしながら、犯罪に利用された携帯電話については、即時に電話事業者が利用停止措置を講じることができるようにならなければ抜本的この種の犯罪を撲滅することは出来ない。

又架空請求等の犯罪行為に利用される電話は、プリペイド式携帯電話に限定されるものではない。

貴協会におかれては、更なる検討を行い、犯罪に利用された電話については、電話事業者が利用停止措置を講じることができるよう約款を改正するよう方向付け指導されることが求められるのである。このことが、貴協会の定款第3条において、貴協会の目的として定められている、「電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信事業の健全な発達と電気通信役務の円滑な提供の確保により国民の利便の確保を図るとともに、電気通信事業の共通の問題を処理し、もって公共の福祉の増進に資すること」になるものであり、貴協会が迷惑メール防止の際に発揮された指導力がこの問題においても強く求められる。

よって、当会は、貴協会に対し、直ちに架空請求等による犯罪被害を防止するため、要請の趣旨記載の要請に及んだものである。

以 上

2004年（平成16年）12月28日

別紙各事業者 御中

大阪弁護士会
会長 宮崎 誠

プリペイド式携帯電話の措置に関する要請

当会は、犯罪に利用される携帯電話およびプリペイド式携帯電話について、以下のとおり、販売停止措置等の対策をとられるよう要請するものである。

第1 要請の趣旨

- 1 御社において、携帯電話が犯罪行為に利用されていることが判明した場合は、当該携帯電話の利用停止措置等がとれるよう携帯電話利用約款を改正すること。
- 2 御社において、プリペイド式携帯電話サービスを廃止すること。

第2 要請の理由

1 電話の情報通信機器の利用による犯罪の実態

近年、全国的に被害が拡大し、その対策が迫られたヤミ金融業者による違法、不当な請求に関し、貸金関係法令の改正、金融ガイドラインの改定等が行われ、その施行、実施により、一応の効果は、もたらせられている。

しかし、ヤミ金融業者の背後にいた暴力団がその姿を隠し、新たな違法請求行為を行っている実態が明らかになっている。いわゆる架空請求やオレオレ詐欺である。

この架空請求やオレオレ詐欺もヤミ金被害と同様に、電話、郵便、電子メール等の利用による被害が全国的に拡大し、その被害の防止、被害拡大防止のための対策が必要であることは明らかである。

2 犯罪利用電話の特定とその匿名性

この架空請求等は、詐欺罪、脅迫罪、恐喝罪に該当するばかりでなく、出資法、貸金業規正法、弁護士法、郵便法に違反する犯罪であることは明白である。これらの犯罪の多くは、ほぼ例外なく、なんらかの方法で、被害者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等を入手し、その対象者に請求するか、請求文を見て不安を感じて連絡してきた被害者に欺罔、脅迫的言動を取ることにより、被害者から送金させ、不法な利益を得ている。

ところが、このような犯罪者は、当初から、捜査機関や被害者からの追及を逃れるために郵便にあっては電話番号だけが記載され、また電話番号

の多くは携帯電話の番号であり、住所が記載されていても、所在地には請求者が存在しないのが実態である。そして、利用している携帯番号のほとんどがプリペイド式であったり、現実には携帯電話を利用して違法請求している者と名義人が異なる等加害者が特定できないような方策がとられている。

また、固定電話にあっても電話代行サービス業者から回線を借り受けて携帯電話に転送することにより加害者が特定されることを回避している。

このように一般市民である被害者は、極めて悪質な違法、不当請求にさらされている。それにもかかわらず、加害者に対する被害回復の手段の確保すら容易でない。

3 携帯電話の利用停止措置

このような携帯電話の犯罪利用に関し、携帯電話事業者は、メール機能を犯罪に利用する行為や公序良俗に反する利用行為を禁止し、違反した場合は、被害者からの申告に基づき強制解約や利用停止を行うことができる約款を設けている。

しかし、これらの約款では、電話の通話機能については、依然として犯罪利用が誰から見ても明らかな程度に判明してもその回線を利用停止する措置を講じる規定が存しない。

その理由について、携帯電話事業者は、犯罪に利用される携帯電話の利用停止措置に応じない理由として、憲法上の通信の秘密の保障等をあげるが、メール機能の利用の場合にも同様に憲法上の要請があり、この場合は犯罪利用行為を明確に禁止しているのであるから、通話機能を特にこれと区別し利用停止措置の対象から除外するのは、合理性、一貫性を欠くと言わねばならない。

むしろ警察の取締りにもかかわらず、いまなお続発している携帯電話利用犯罪の撲滅のためには、警察力だけでなく携帯電話事業者において、利用停止や契約解除の措置がとれるようにすることが求められている。

4 プリペイド式携帯電話サービスの廃止

また、社団法人電気通信事業者協会は、不適正利用防止検討部会を設置し、総務省も交えて検討し、携帯電話の犯罪利用防止検討状況を報道発表した。その方向性は、プリペイド式携帯電話について、契約者に対し契約者情報の届出義務を課し、届出がないこと等により契約者の確認ができない場合は、当該契約者について利用停止措置を講じるというものである。

しかし、プリペイド式携帯電話を再利用するためのカード購入時（リチャージ）の本人確認と、複数契約の制限は見送られている。

そのためプリペイド式携帯電話が犯罪に利用されることを防止する措置としては甚だ不十分言わねばならない。

そもそもプリペイド式携帯電話は、その社会的有用性（基本料金が低額、外国人等短期滞在者が利用できること、子供の利用料金を一定額以内に制限できること等）に比して、その弊害が多大である。現に、携帯電話事業者によっては、プリペイド式携帯電話の販売時の本人確認を強化して譲渡も禁止した結果、契約数が減少してしまい、さらに犯罪に悪用されている実態に鑑みて、明確に社会的有用性がないとして、廃止の検討を行う旨報道発表している。匿名性を排除すると契約数が減少するということは、その匿名性ゆえにプリペイド式携帯電話を利用するものが大半であることを示しており、架空請求等の犯罪に利用される弊害を上回る社会的有用性がないと言わざるを得ない。

よって、当会は、御社に対し、直ちに架空請求等による犯罪被害を防止するため要請の趣旨記載の要請に及んだものである。

以 上

犯罪利用電話の停止措置に関する要請

執行先

・総務省	〒100-8926	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	
・社団法人電気通信事業者協会	〒105-0003	東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階	
・携帯電話事業者 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	〒100-6150	東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー	代表取締役 中村維夫
KDDI株式会社	〒102-0072	東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー	代表取締役 五十嵐三津夫
株式会社ツーカーセルラー東京	〒105-8540	東京都港区芝大門1-10-11 芝大門センタービル	代表取締役 津田裕士
ボーダフォン株式会社	〒105-6205	東京都港区愛宕2-5-1	代表取締役 津田志郎